

受験者心得, レポート・論文作成の心得(単位認定規程(別表))

単位認定規程第6条により【受験者心得, レポート・論文作成の心得】が規定されています。学生は、最終試験及び最終レポート・最終論文の作成に際し、以下を遵守し、試験に臨んでください。

【受験者心得】

1 試験場入室前

- (1) 学生証を必ず携帯すること。
※ 盗難・紛失等により、学生証を携帯していない者及び当日忘れた者等は、予め、教務課に届け出て、指示を受けること。
- (2) 試験場には、必要な物以外の持ち込みをしないこと。
※ 試験中の物品の貸借はできない。
※ 特に携帯電話、スマートフォン等の通信機能を備える電子機器については、電源を切って入室すること。
- (3) 自分の試験場を確認しておくこと。
※ 各試験場は、2号館掲示板(全学共通掲示板)及び教務課に掲示してある。

2 試験場入室後

- (1) 試験開始時刻までに所定の席に着き、机の上に学生証を用意すること。
- (2) 学生証のほかに試験時間中、机の上に置けるものは、黒鉛筆、シャープペンシル、ボールペン、万年筆、プラスチック製の消しゴム、鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類を除く)、時計(辞書や電卓等の機能があるもの、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針用のもの・キッチンタイマー・大型のものを除く)、眼鏡、ハンカチ、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけ取り出したもの)、目薬に限るものとする。ただし、担当教員が電卓の使用を許可した場合には、通信機能を含まない計算機能のみを有する電卓を、机の上に置くことができる。

3 試験開始後

- (1) 試験開始後は試験場に入室できない。
(注) 試験開始時刻のチャイムが鳴るまでに試験場に入室していない場合は受験を認めないので、余裕を持って入室すること。
- (2) 試験開始後、20分以内は退室できない。20分経過後、解答が終了し、退室を希望する者は挙手をし、監督者の確認を得てから、解答用紙を伏せて試験場から退室すること。
- (3) 試験終了時刻の5分前からは一切試験場から退室できない。
- (4) 用便等の為に試験場からの一時退室を希望する者には、試験開始から試験終了の5分前までに監督者の許可が得られた場合に限り、一時退室を認める。
- (5) 用便等で試験場から一時退出する場合は、監督者の指示に従い、ポケットの中のものを取り出して退出すること。
- (6) 答案用紙には、学籍番号・学年・氏名を必ず記入すること。答案用紙は、必ず提出すること。持ち帰ることを禁じる。
- (7) 試験終了後は、監督者が解答用紙を回収し、退室の指示をするまで着席していること。

4 不正行為

- (1) カンニングペーパー、机上や手掌等への書き込み、又はこれに類するものを用いて答案を作成する行為。
- (2) 試験時間中に、スマートフォン等の通信機能を備える電子機器をかばん等にしまわず、身につけていたり手に持っていること。
- (3) 他人の身代わりとなって受験し、又は他人を自己の身代わりとして受験させる行為。
- (4) 他人の答案を筆写し、又は筆写させる行為。
- (5) 答案用紙を交換する行為。
- (6) 答案に偽名の記入等により答案整理を混乱させようとする行為。
- (7) 試験開始の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- (8) 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、電子辞書、ICレコーダー等の電子器具類を使用すること。
- (9) 試験終了の指示に従わず、筆記用具を持っていたり解答を続けること。
- (10) 試験監督者の指示、注意に従わず、試験の公平性を損なうおそれのある行為を続けること。

【レポート・論文作成の心得】

1 注意事項

- (1) レポート・論文は、授業担当者の指定する方法により作成・提出しなければならない。
- (2) 他人の意見、他人の著作物及びインターネット等から情報等を参照・引用した場合は、必ず参照・引用部分及び出典を明らかにしなければならない。
- (3) 他人が作成したレポート・論文を自分のものとして提出してはならない。
- (4) レポート・論文は教務課に提出すること。
- (5) 提出締切日・時間に遅れたレポート・論文は、受け付けない。ただし、提出締切日の突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に合わない場合、必ず提出締切時間までに教務課に連絡を取り指示を受けること。

2 不正行為

- (1) 作成に当たり、盗用又は剽窃する行為。
- (2) 他人の身代わりとなって作成し、又は他人を自己の身代わりとして作成させる行為。
- (3) 他人のレポート・論文を複製し、又は複製させる行為。
- (4) レポート・論文を交換する行為。
- (5) 提出物に偽名の記入等によりレポート・論文の整理を混乱させようとする行為。

※不正行為に対する懲戒について

不正行為があった者は、学則第35条及び単位認定規程第7条に基づき、懲戒の対象となりますので、厳正な態度で試験に臨んでください。

単位認定規程(不正行為の取り扱い)

第7条 学生が最終試験及び最終レポート・最終論文において、不正行為をした場合は、次の各号に従って取り扱われる。ただし、演習、実習及び健康文化科目(スポーツ科学を除く)については、この限りでない。

- (1) 前学期に不正行為をした場合
当該年度登録の履修科目中、通年科目及び前学期科目について単位認定を行わない。
 - (2) 後学期に不正行為をした場合
当該年度登録の履修科目中、通年科目及び後学期科目について単位認定を行わない。
- 2 学生が最終試験以外の試験及び最終レポート・最終論文以外のレポート・論文作成において、不正行為をした場合は、担当教員は、当該科目のみ単位認定を行わないことができる。
 - 3 本条第1項に該当する者は、本学学則により処分する。